

＜全宅管理マガジン＞ Vol.15 (2012.6)

トピックス1：第2回定時社員総会のご案内

本会では、第2回定時社員総会を平成24年6月28日（木）午後1時から開催いたします。

総会開催通知及び資料を5月24日（木）に全会員宛に発送いたしましたので、ご確認の上、同封の出欠確認ハガキ（委任状）をご返送下さいますようお願い申し上げます。

トピックス2：国土交通省「賃貸住宅標準契約書」の改訂に伴う本会書式の改訂について

平成24年2月、国土交通省において、賃貸住宅標準契約書（改訂版）が作成されました。これに伴い、本会では、住宅賃貸借契約書の雛型も見直しを図り書式の改訂を行い、改訂内容を記載した冊子「全宅管理版 住宅賃貸借契約書（改訂版）」を4月上旬に全会員宛に送付し、本会ホームページの書式データの改訂作業も完了いたしましたので、ご確認下さい。

※本会ホームページの書式ダウンロードをご利用の際は、ユーザーID・パスワードが必要となります。ご不明の方は下記【問い合わせ先】までご連絡下さい。

トピックス3：電話法律相談（無料）のご案内

本会顧問弁護士による、賃貸管理に関する電話法律相談を隔週月曜日（休日の場合は翌火曜日）に実施しております（相談回数は1日1回、時間は1回15分以内、内容は1回につき1件）。

4月より「事前予約制」での運用を開始しております。予約方法等につきましては、本会ホームページの「電話法律相談のご案内」（TOPページ上部右側バナー）でご確認下さい。

【6月の法律相談日】 実施時間：13時～16時

6月11日（月）、25日（月） ※7月以降は毎週開催となります。

《協会からのお知らせ》 本会関係団体の公益社団法人への移行について

本会の関係団体である全国宅地建物取引業協会連合会（以下、「全宅連」）と全国宅地建物取引業保証協会（以下、「全宅保証」）は、全宅連が平成24年3月21日、全宅保証が3月22日に内閣総理大臣より公益社団法人の認定を受け、両団体ともに4月1日付けで移行登記を行いました。

全宅連では3つの公益目的事業（①不動産に関する調査研究・情報提供活動、②不動産取引等啓発事業、③不動産に係る人材育成事業）、全宅保証では4つの公益目的事業（①苦情相談・解決事業、②研修・情報提供事業、③保証事業、④宅地建物取引健全育成事業）が認められるとともに、名称につきましても、社団法人から「公益社団法人」へと変更されることとなりました。

ここからは全宅保証からのお願いでございますが、全宅保証の名称変更につきまして、今後、会員各位の業務において使用される重要事項説明書や物件広告への所属団体名を、下記の通り記載をご変更下さいますようお願い申し上げます。

＜変更前＞

社団法人全国宅地建物取引業保証協会

略称：（社）全国宅地建物取引業保証協会

＜変更後＞

→ 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

→ 略称：（公社）全国宅地建物取引業保証協会

【問い合わせ先】一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 事務局

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館

（電話）03-3865-7031 （FAX）03-5821-7330 （Eメール）zentakukanri@bz01.plala.or.jp

（ホームページ）<http://www.chinkan.jp/> 全国賃貸不動産管理業協会又は全宅管理で検索下さい。